

社会福祉法人桂泉会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人桂泉会（以下「この法人」という。）の定款第九条及び第二三条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) すべての役員等は非常勤である。
- (3) 報酬等とは、報酬、期末手当等その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 理事 報酬、期末手当等
- (2) 監事 報酬、期末手当等
- (3) 評議員 報酬、期末手当等

(報酬等の総額)

第4条 役員等に対して、次の各号に定める金額の範囲内で報酬を支給することができる。ただし、次の各号の報酬総額とは、役員等としての報酬の総額である。

- (1) 理事長の報酬総額は、10,000,000 以内とする。
- (2) 全監事の報酬総額は、300,000 円以内とする。
- (3) 全評議員の報酬総額は、1,000,000 円以内とする。

(報酬等の額の算定方法)

第5条 次に掲げる報酬等の区分に応じ、支給する。

- (1) 報酬 別表1に定める額
- (2) 期末手当等については、別表2の第1欄の区分に応じた第2欄の額を上限とし、第3欄の決定機関において決定した額

(報酬等の支給方法)

第6条 役員等の報酬の支給の時期は、次の各号に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 理事長の報酬の支払日は翌月10日に銀行振込にて支給する。ただし、その日が金融機関の休日にあたる時は翌営業日に支給する。(職員給与規程第30条の規程に準じて支給)
- (2) 理事、監事、評議員に対する報酬等は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、現金にて支給する。
- (3) その他、業績により支給できる期末手当等については3月に現金で支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第7条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は、令和4年3月23日より施行する。

附則

この規程は、令和5年3月24日より施行する。

別表1

(1) 理事長の報酬

役職名	日 額
理事長	20,000 円

(2) 常務理事の報酬

役職名	日 額
常務理事	15,000 円

(3) 理事の報酬

区 分	日 額
理事会・評議員会への出席	10,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000 円

(4) 監事の報酬

区 分	日 額
理事会・評議員会への出席	10,000 円
監事監査への出席	10,000 円
上記のほか、法人・施設業務の為の出勤	10,000 円

(5) 評議員の報酬

区 分	日 額
評議員会への出席	10,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000 円

別表2

役員等区分	1人当たり上限額	決定機関
理 事	50,000 円	理事会
監 事	50,000 円	評議員会
評議員	50,000 円	評議員会